

中小規模事業場における育児支援に関する調査

主任研究者 新潟産業保健推進センター所長 興梠 建郎
共同研究者 同 産業保健相談員 中平 浩人
共同研究者 同 産業保健相談員 百都 礼子

1 はじめに

平成元年、合計特殊出生率は1.57にまで落ち込み、少子化が危惧されるに至った。政府は「エンゼルプラン」(平成6年)により保育サービスの整備などの対策を講じ、さらに男性を含めた働き方の見直し等を盛り込んだ「少子化対策プラスワン」(平成14年)を発表した。しかし少子化の流れは止まらなかった。この背景として仕事と育児の負担感が大きいことが指摘されている。現実には、子育て期にあたる30代の男性が同時に働き盛りであり、2割以上の男性が週に60時間以上の長時間労働をしているという問題があった。

夫婦の出生力そのものの低下を止める対策が必要となり、平成15年には、国、地方自治体、事業主が行う取り組みである「次世代育成支援対策」を進めるための「次世代育成支援対策推進法」が策定された。働きながら子どもを生み育てやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することにより、少子化に歯止めをかけることを目的としている。ここでは、事業場での「育児支援対策」が必要不可欠とされている。

しかし、この法では、常時雇用する従業員数が300人以下の事業場では、行動計画策定の厚生労働大臣への届出は努力義務であり、その結果301人以上の事業場以外では、行動計画がそれほど重要視されず実行に移されていないことが懸念される。そこで本研究では、中小規模事業場に焦点をあて、法で謳われている育児支援がどのように理解され、どの程度提供されているのかを調査し、地方の事業場における少子化対策の実態について明らかにすることを目的とした。

2 方法

- 1) 調査研究対象：新潟県の4労働基準協会(新潟(1,088事業場)、長岡(982)、三条(1,194)及び新発田(761))に登録している計4,025事業場を対象とし、従業員数別(①10人以下 ②11~30人 ③31~49人 ④50~100人 ⑤101~200人 ⑥201~300人 ⑦301人以上)に、それぞれ50事業場(計300事業場)を無作為抽出(層別抽出)した。
- 2) 調査方法：調査研究対象事業場にアンケート用紙を送付し、郵送で回収した。
- 3) 倫理的配慮：本調査は、産業保健調査研究倫理審査委員会により承認を受けた。回答は自由とし、回答用紙は無記名とした。

3 結果

【結果】住所不明の1事業場を除く299事業場のうち245事業場から回答があった(回収率81.9%)。そのすべての回答が有効であった(有効回答率100.0%)。従業員数による規模別参加事業場数を表1に示す。

表1. 従業員数別の参加事業場数

	事業場数	%
10名以下	38	15.5
11~30名	40	16.3
31~49名	44	18.0
50~100名	34	13.9
101~200名	28	11.4
201~300名	19	7.8
301名以上	42	17.1
計	245	100.0

育児支援を導入しているのは131事業場(53.5%)であった。従業員301人以上では42事業場中37事業場が、300人以下では203事業場中94事業場が導入していた(図1)。規模が大きいほど導入していた($p < 0.001$)。

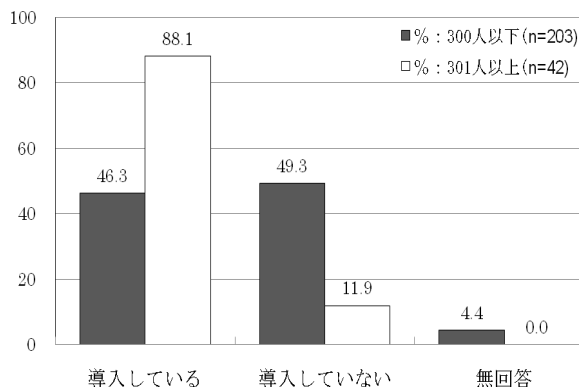


図1. 事業場規模(300人以下/以上)別の育児支援の導入状況

最も導入されている育児支援策は、「育児休業」(90.8%)で、次いで、「育児休業後の原職(相当職)復帰」(71.0%)、「看護のための休暇」(62.6%)、「短時間勤務制度」(58.8%)、「深夜労働の制限」(53.4%)の順であった。導入策を事業場規模(300人以下/以上)別に図2に示す。

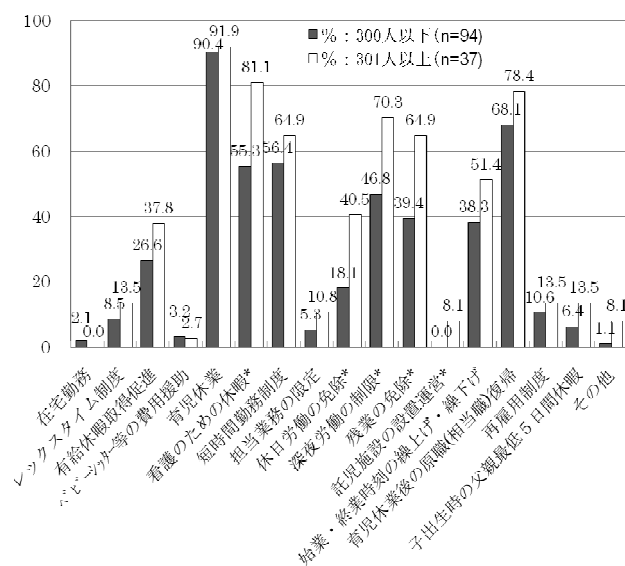


図2. 事業場規模(300人以下/以上)別の導入している育児支援策 (*: P<0.05)

301人以上の事業場では、看護のための休暇、休日労働の免除、深夜労働の制限、残業の免除、託児施設の設定運営が、300人以下の事業場に比して有意に高い割合で導入されていた。

育児支援策導入の理由を図3に示す。最多の理由は「企業の社会的責任」(67.9%)であった。「次世代育成支援対策推進法への対応」(33.6%)のみ301人以上の事業場で有意に高い割合であった。一方、導入しない理由では、「経営的に厳しいから」(34.3%)、「職場が忙しい・

人が足りない」(32.4%)が挙げられた。

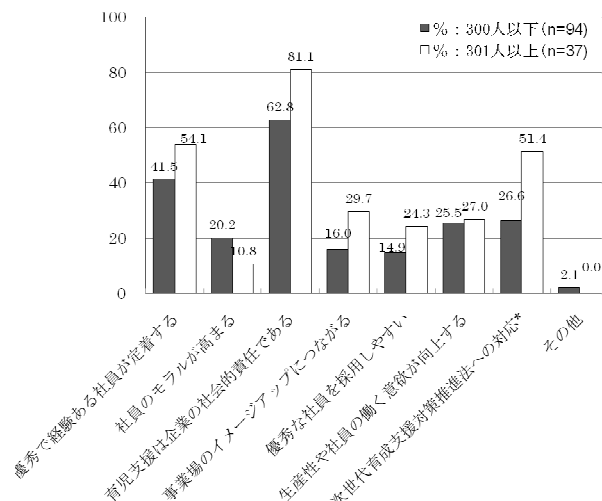


図3. 事業場規模(300人以下/以上)別にみた育児支援導入の理由 (* P<0.05)

今後の育児支援推進体制として、「自治体・政府等」(55.5%)が「事業場」(20.0%)を大きく上回った(図4)。

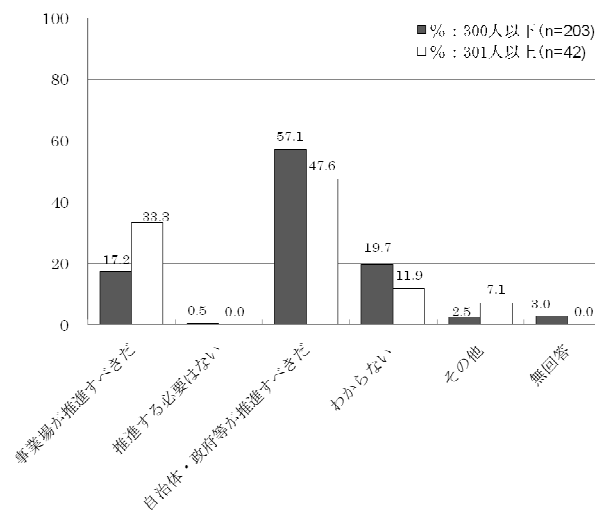


図4. 事業場規模(300人以下/以上)別にみた育児支援の今後の推進 (P=0.075)

「事業場での育児支援の効果あり」と答えた割合は44.9%、「効果ありと思わない」の割合は52.7%であった。

4 まとめ

- 1) 努力義務対象事業場は育児支援に積極的でない。
- 2) 育児支援策の周知は、全体的に不十分である。
- 3) 育児支援は事業場の社会的責任と認める一方で、行政が実施すべきと考える事業場が多い。
- 4) 事業場での育児支援の効果はないと考えている事業場が半数を上回った。